(6)　平成十七年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十七年度市町村六十・〇%分」という。）

(ア)　平成十七年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十七年度市町村五十・〇%分」という。）

(ア)　平成十七年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(7)　平成十八年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十八年度市町村六十・〇%分」という。）

(ア)　平成十八年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十八年度市町村五十・〇%分」という。）

(ア)　平成十八年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(8)　平成十九年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十九年度市町村六十・〇%分」という。）

(ア)　平成十九年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十九年度市町村五十・〇%分」という。）

(ア)　平成十九年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(9)　平成二十年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度市町村六十・〇%分」という。）

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度市町村五十・〇%分」という。）

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(10)　平成二十一年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十一年度市町村六十・〇%分」という。）

(ア)　平成二十一年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十一年度市町村五十・〇%分」という。）

(ア)　平成二十一年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同号(8)を次のように改める。

(8)　平成十年度減収補てん債

第七条第一項の表市町村の項第七号(9)中「ア　平成十一年度市場公募都市」の下に「（特別区及び平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

(19)　平成二十一年度減収補てん債

ア　平成二十一年度市場公募都市に係るもの

イ　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第八号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から」を「平成元年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)に、同号(3)から(9)までを同号(2)から(8)までとし、同項第十号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(16)　平成二十一年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十一年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十一年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十一年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの